

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の改正とこれに伴う新たな告示の制定について（意見募集）

平成23年4月25日
法 務 省

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、留学生に対する更なる就職支援を図るため、法務省入国管理局では、専門士の称号を付与された専門学校卒業生が、新たに入国しようとする場合において上陸許可基準における学歴要件を満たすよう、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る同基準を改正し、学歴要件に「専門士」に係る規定を追加するとともに、法務省告示を制定することとし、改正案・制定案を作成しました。

つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見公募要領

1 意見公募期間

平成23年4月25日（月）～平成23年5月24日（火）18時15分（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局参事官室 あて

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（専門士）について」と記載してください。

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：nyukan74@moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（専門士）について」としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7835

法務省入国管理局参事官室 あて

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（専門士）について」と記載してください。また、誤送信が生じないよう御留意ください。

3 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。
- お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。
- また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。